

「厚生年金保険適用業務支援システムサーバ設備等のリース等及び保守業務(令和6年1月～令和12年1月)一式」
調達仕様書(案)に係る意見等

令和4年7月

日本年金機構
システム企画部
システム基盤整備グループ

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
1	調達仕様書 P.5	1.7 図1.7.1	要望	契約締結(令和5年1月中旬)からサーバ等機器納入(令和5年2月下旬)までの期間が約1.5か月となっておりますが、昨今の半導体不足に伴い、当該期間内の機器調達・納入が困難となっており、要件を満たす製品群については6か月以上の納期となることを見込まれています。恐れ入りますが調達スケジュールの再考をご検討いただけないでしょうか。	落札者決定から機器納品、アプリケーション開発及び保守等事業者への環境引き渡しまでのスケジュールについては、検討を行い、本公示にて提示致します。
2	調達仕様書 P.5	1.7	要望	落札者決定が「令和4年12月23日」となっておりますが、海外のクリスマス休暇や各メーカーの年末休業を鑑み、調達スケジュールを2週間程度前倒しいただくことは可能でしょうか。	項番1を参照願います。
3	調達仕様書 P.5	1.7	要望	サーバ等機器の機器納品期限が「令和5年1月13日から令和5年3月1日まで」となっておりますが、昨今の半導体不足による納期遅延と、メーカー生産地における旧正月休みを鑑み、3月末もしくは4月末に変更は可能でしょうか。	項番1を参照願います。
4	調達仕様書 P.5、P.23	図1.7.1 4.2.4	要望	「サーバ等機器の納品期限」が令和5年2月末とされていますが、昨今のコロナ禍/半導体不足に起因し、ハードウェアの調達リードタイムが長期化しており、落札者決定となる令和4年12月23日にご契約を交わしたとしても、サーバ等の機器を納入することは現実的に難しいと考えております。機構様にもご事情はあろうかと存じますが、事情を考慮いただき、ハードウェアの納品期限及び全体スケジュールの見直しをお願いできませんでしょうか。 尚、令和4年6月初頭に複数のハードウェアメーカに確認致しましたところ、メーカのもとにオーダーが届いてから、納品までのリードタイムは概ね6か月と聞いております。 また、この6か月は確約されたものではなく、コロナ禍/半導体不足/ウクライナ侵攻等の外的要因で6か月以上かかってしまう可能性も示唆されております。	項番1を参照願います。
5	調達仕様書 P.15	4.2.1 表4.2.1.1項番25	要望	項番25の成果物欄に「引継ぎ/教育計画書」とありますが、別添2「役割分担表」項番147では、教育計画書の作成役務が貴機構が主たる作業者となっており、本受託者は作業支援を行うこととなっております。教育計画書は本受託者の成果物ではないように見受けられますため、当該成果物の作成が不要な場合は記載の見直しをお願いいたします。	表4.2.1.1項番25の成果物を「引継ぎ計画書」に、修正致します。
6	調達仕様書 P.15	4.2.1 表4.2.1.1項番27	要望	項番27の成果物欄に「引継ぎ/教育完了報告書」とありますが、別添2「役割分担表」項番150では、教育完了報告書の作成役務が貴機構が主たる作業者となっており、本受託者は作業支援を行うこととなっております。教育完了報告書は本受託者の成果物ではないように見受けられますため、当該成果物の作成が不要な場合は記載の見直しをお願いいたします。	表4.2.1.1項番27の成果物を「引継ぎ完了報告書」に、修正致します。
7	調達仕様書 P.16	表4.2.1.1項番38	質問	ハードウェアの保守対応を実施する際、例えばHDDやSSDといった記憶媒体の交換作業を実施する際、機器設置先でのデータ消去が必要となりますでしょうか。それとも交換作業を実施した後、後日データ消去を証明する報告を実施すればよろしいでしょうか。こちらに関する記述がないように見受けられますので、明示いただけますと幸いです。	機器設置場所でのデータ消去(物理破壊)が必要となります。 要件定義書4.14.2(3)④(v)及び4.14.2(6)③を参照願います。

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
8	調達仕様書 P.23	4.2.4	要望	昨今の半導体不足及び欠品、コロナ禍による生産拠点の封鎖や生産能力の制限、部品供給不足の状況が想定される中で、機器納入に係る作業期間が「令和5年2月28日」と業者決定から短期間での納入が要件となっております。業者決定後の期間をより多く確保いただけますよう、ご検討をお願いいたします。万が一、納期に遅れが生じる可能性が発生した場合等は、事情をご勘案の上、機構様と協議させていただきますようお願いいたします。	項番1を参照願います。
9	調達仕様書 P.23	4.2.5 表4.2.5.1	要望	恐れ入りますが、納品時に使用できる搬入車両に制限等があるようであれば明示いただけますと幸いです。	閲覧資料にて、提示致します。
10	調達仕様書 P.29、P.42	5.4.1(2) 表9.1.1項番2	提案	「表8.1.3.1主体的部分と主体的部分以外」に示す」との記載がございますが、こちらは「表9.1.1主体的部分と主体的部分以外」の誤植かと存じます。また、主体的部分以外の作業の中には受託事業者のオフィス内で実施する作業もあろうかと存じますので、「基本的には機構が指定する作業場所で作業を実施すること」とされたほうがよろしいかと存じます。	記載内容に誤りがあったため、「表9.1.1主体的部分と主体的部分以外」に修正致します。なお、機構が指定する場所には、受託者のオフィスが含まれます。
11	調達仕様書 P.29、P.40	5.4.2(3) 8.1.3(2)	提案	「2時間以内に参集すること。」との記載がございますが、昨今の情勢を鑑みて、Web会議等を活用することは可能でしょうか。Web会議での参集が可能であれば、より機動的な動きができるかと存じます。	調達仕様書に記載のとおり、機構本部に参集願います。
12	調達仕様書 P.44	第10章(1)	要望	「受託事業者は、機構から立入監査の実施を求められた場合は、予告・無予告に関わらずこれに協力すること。立入監査は履行前、履行中、履行後にそれぞれ行うことがある。」とございますが、立ち入りを含む監査の対応は、契約期間内のみの実施といただけますよう、緩和をお願いいたします。	調達仕様書に記載のとおりです。
13	要件定義書 P.10	4.3.1	質問	表4.3.1.2調達対象のハードウェア(機器設置拠点A)のラックのみ契約区分が買取でお間違いないでしょうか。他の調達機器がリース調達となっているため、確認させていただきたく。	要件定義書に記載のとおり、機器設置拠点Aのラックは買取です。
14	要件定義書 P.10	4.3.1 表4.3.1.2	要望	当該拠点ではラックのご用件記載がございませんが、NW機器(L3SW、L2SW)の設置場所は既設ラックなどで確保済みとなりますでしょうか。もし未確保の場合、ラックも提案に含めさせていただいてもよろしいでしょうか。	ラック調達の必要性を検討し、本公示にて提示します。
15	要件定義書 P.10	4.3.1	質問	今回調達されるストレージは、仮想化基盤上に現存する、又は今後新規に構築される、他のVMクラスター(厚生年金保険適用業務支援システム以外のシステム)からの利用も想定されると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16	要件定義書 P.12	4.5.1	質問	可用性に関して、「表4.5.1.1 可用性にかかる目標値」に以下の記載がございます。 ----- 平均復旧時間:4時間以内(システム停止を伴う障害(営業日の5時から22時)) ----- また、保守対応時間について、「表4.15.2.1 納品保守の保守対応時間」に以下の記載がございます。 ----- 納品製品の保守(本番環境):平日稼働日:8:30~20:00 ----- 上記について、保守対応時間(平日稼働日の8:30~20:00)の外となる時間(5:00~8:30、20:00~22:00)についても、平均復旧時間を4時間以内とされている理由をご教示いただけないでしょうか。	記載内容に誤りがあったため、表4.5.1.1の可用性に係る平均復旧時間の目標値は以下のとおり修正致します。 ・24時間以内 アプリケーション障害及び基盤障害に関して、サービス停止に至る障害の発生から復旧までに要した平均時間 ・2時間以内 アプリケーション障害及び基盤障害以外の障害(サーバの再起動で解消される障害)に関して、サービス停止に至る障害の発生から復旧までに要した平均時間

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
17	要件定義書 P.12	4.5.1(2)②	質問	この度はハードウェアのみの調達だと思っておりますので、以下②の要件はハードウェアやソフトウェア等を組み合わせて実現できるものと考えております。 ②冗長化構成とするサーバは、可能な限りActive-Active構成とし、サーバ間の負荷がなるべく均等になるように処理を分散して割り当てることにより、機器資源の有効活用を図ること。 ですので、機構様がハードウェアに求める要件は、可能な限り各種パーツを冗長化させること、という理解でよろしいでしょうか。	ハードウェアに求める要件は、4.10.3ハードウェア要件に記載のとおりです。
18	要件定義書 P.13	4.6.1(1)	要望	「ハードウェアリソースを拡張する際に、ネットワーク機器やサーバ機器の予備のポートやスロットを用いて拡張が可能な構成にすること。」との記載がございますが、どの程度の拡張性を持たせる必要があるのか？具体的に明示いただけませんか。	ハードウェアに求める要件は、4.10.3ハードウェア要件に記載のとおりです。
19	要件定義書 P.14	4.8.2	要望	「表 4.8.2.2 業務データのバックアップ及びリストア要件(参考)」に以下の記載がございますが、本システムの業務データは事業所情報、調査事跡データと認識しております。記載の見直しを願いますでしょうか。 また、リストア方式については、DBバックアップ領域からシステムのDB領域へのデータリストアとなるため、併せて記載の見直しを願いますでしょうか。 ----- 取得範囲:業務データ(給付記録、資格記録) リストア方式:DB参照用ボリュームからDB更新用ボリュームへのデータリストアを行えること	記載内容に誤りがあったため、表 4.8.2.2 を以下のとおり修正致します。 ・項番3 取得範囲 業務データ(事業所情報、調査事跡情報) ・項番9 リストア方式 DBバックアップ領域からシステムのDB領域へのデータリストアが行えること
20	要件定義書 P.21	4.10.3 表4.10.3.1	要望	FCインタフェースについてはスロット数の定義がないことからインタフェースカードが1枚であるものと読み取れますが、4.5.1可用性要件の観点から、カードが故障した場合の可用性担保がされていないものと考えられるため、32Gbps以上SPF+×2ポート以上×2スロット以上であることへの変更をご検討いただけないでしょうか。	FCインタフェースについては、可用性の観点から検討を行い、本公示にて提示致します。
21	要件定義書 P.22	4.10.3 表4.10.3.4項番2	質問	2.インターフェースの仕様が10GBase-R(SFP+)となっておりますが、表3.2.1.1物理インタフェース一覧(本番環境)では、仮想化基盤共通L3スイッチ(機器設置拠点A)のL2スイッチ(業務)と接続するインタフェースが10GBase-Tとなっております。L2スイッチ(業務)のインタフェースの要件として、10GBase-Tも含まれる認識でよいでしょうか。	記載内容に誤りがあったため、表4.10.3.4の項番2を、「10GBASE-T×12ポート以上」に修正致します。
22	要件定義書 P.22	4.10.3 表4.10.3.4項番5、 7	質問	L2スイッチ(業務)の5.冗長化機能及び7.高信頼化・運用性向上機能でスタック機能について言及されておりますが、複数機器を論理的に1台として構成することは必須でしょうか。 昨今のL2機器ですとスタック機能は使わずに、マルチシャーシリングアグリケーション相当機能が実装可能な製品もあり、製品選択の幅が広がるため要件緩和可能か確認させていただきたく。	必要となる要件を検討し、本公示にて提示します。
23	要件定義書 P.24	4.10.3(3)②(i)	要望	(i)L2スイッチ 「以下の「表4.10.3.9 L3スイッチ要求仕様」に示す要求仕様を満たすこと。」との記載がございますが、正しくは「表4.10.3.8 L2スイッチ要求仕様」を示しているものと認識しております。認識に齟齬がございませんでしたらご修正いただけますよう、お願いいたします。	記載内容に誤りがあったため、4.10.3(3)②(i)の本文を、「以下の「表4.10.3.8 L2スイッチ要求仕様」に示す要求仕様を満たすこと。」に修正致します。
24	要件定義書 P.31	4.10.7 表4.10.7.2 表4.10.7.3	質問	4.2.2情報システムの全体構成における図4.2.2.1システム全体構成 内で記載されている基幹用L2スイッチについては本調達の責任範囲外となっておりますが、左記当該表においては基幹用L2スイッチの記載があり、不整合があるように見受けられます。 左記表の項番1及び項番2については、「L2スイッチ(業務)」「L2スイッチ(管理)」が正となりますでしょうか。記載内容のご確認をお願い致します。	記載内容に誤りがあったため、表4.10.7.2、表4.10.7.3の項番1を「L2スイッチ(業務)」、項番2を「L2スイッチ(管理)」に修正致します。
25	要件定義書 P.32	4.10.7 図4.10.7.2	質問	図中で、本システムの機器-関連事業者の納品機器 間の役務については「データセンタ管理事業者」が対応する範囲」と記載がありますが、下部の箇条書き記載では「機器間のケーブル敷設:受託事業者」とあり、不整合があるように見受けられます。記載内容のご確認をお願いします。	図4.10.7.2と箇条書きの記載に不整合があり、工事パターンBの範囲については、「データセンタ管理事業者」の記載が正しいため、箇条書き部分の「機器間のケーブル敷設:受託事業者」の記載を、「機器間のケーブル敷設:データセンタ管理事業者」に修正致します。

項番	仕様書の該当箇所		区分	照会事項	回答
	頁	章番号等			
26	要件定義書 P.40	4.15.2(3)①	要望	「受託事業者は、機構又は運用管理事業者から、ハードウェアの詳細仕様、設定内容、影響調査等に関する問い合わせがあった場合、関連事業者と連携して調査及び回答を行う等必要な支援を行うこと。」との記載がございますが、ハードウェアに関する調査を迅速に行うため、本件受託事業者が導入したシステムの稼働を監視するため、又は導入したシステムの障害時にログ等をリモートで取得するため、機構様が有する何らかの回線を利用させていただくことは可能でしょうか。もしくは、本件受託事業者が当該目的のために回線を用意することは可能でしょうか。 当該回線があることで、障害発生時の問題の切り分け、問題箇所の特定が迅速に行えるようになり、システム復旧が早まると考えております。	機器の監視は、運用管理事業者の役務としており、受託事業者に対して、機器監視のための機構回線の利用又回線の設置は不可となります。
27	要件定義書 P.43	表4.15.2.2項番1	質問	項番1の駆け付け時間についてですが、障害が発生した場合、運用管理事業者様と障害原因特定のため、ログのやり取り等を実施すると思います。やり取りの結果、ハードウェアが原因だと特定された場合、そこから120分以内の駆け付けが必要であると理解してよろしいでしょうか。 本件受託事業者が運用管理事業者様より連絡を受けるのは、障害の原因が不明瞭なケースもあるかと存じますが、連絡を受けてから120分以内の駆け付けという制限がございますと、原因が特定される前に保守要員が現地に向かわなければならないことも考えられ、必要な保守部材を選定しきっておらず、必要な保守部材を持たずに向かってしまい、無駄足になってしまうこともあろうかと考えております。	「障害が発生し作業要員が現地に駆け付ける必要が発生した場合」と記載しており、駆け付ける必要を認識した時から120分以内の到着を求めています。
28	要件定義書 P.44	4.15.2(6)③	質問	「機構に「撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書」を提出し、」との記載がございますが、こちらは機構様の建屋内でご用意する必要がございますでしょうか。作業完了後に後日提出とさせていただくことは可能でしょうか。	機構の建屋内で用意する必要はございません。後日、速やかに提出願います。
29	要件定義書 P.44	4.15.2(6)③	質問	「機構に「撤去/情報の抹消に係る作業完了報告書」を提出し、」との記載がございますが、作業完了報告書には以下を記載する必要があると理解致します。 ・作業実施者 ・作業確認者 こちらの点から、システム障害時におけるHDD/SSD交換時においても作業実施者と作業確認者の2名による作業が必要と理解しますが、そちらの理解でよろしいでしょうか。 もしくは、作業実施者と作業確認者が同一人物であることは認められるのでしょうか。	ご理解のとおり、作業実施者と作業確認者は異なる要員による作業が必要となります。
30	その他		要望	「機構様と受託事業者が交わす契約書(案)があるようであれば、資料に追加していただけないでしょうか。機構様との契約書に記載される損害賠償条項や契約不適合責任、何らかの不履行があった際のペナルティ(返金対応)等に関しまして、どのような条件となっているのかを事前に伺っておきたいと考えているためでございます。	情報提供依頼(RFI)にて提示致します。